

平成24年度事務事業評価シート

取組みコード 22212

区分	補助金・交付金	担当課	環境課	作成日	平成24年5月24日
事業名	植木剪定枝破碎機購入補助金	開始年度	平成16年度	予算科目	4.2.1.2.4

1. 事業の概要

総合計画での位置づけ	
部	第2部 安全で安心して暮らせるまちづくり
章	第2章 総合的な環境対策
節	第2節 廃棄物対策と資源リサイクルの推進
基本施策	1 ごみの減量化・再資源化
取組みの基本方向	(2)ごみの減量化や再資源化に関する情報の提供を行い、住民や事業者の意識啓発をはかります。
根拠法令等	生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱
目的 (誰・何を対象に、何のために)	一般家庭から排出されるごみの減量化及び資源化対策の一環として、植木剪定枝破碎機を購入する者に対し、その費用の一部を補助するものです。
内容・方法 (何をを行っているのか)	植木剪定枝破碎機の購入者から補助金申請書を提出していただき、購入費の一部を補助している。(購入金額の2分の1補助。限度額50,000円)

2. 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

		指標名		平成21年度	平成28年度			
		本事業が属する総合計画の節の成果指標	『廃棄物対策と資源リサイクルの推進』について「満足」と感じる住民の割合(%)	47.1	52.0			
	指標の名称(単位)	増減	指標の説明	項目	基準年度(H22年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度
成果指標	補助基数	増	補助基数を増加すれば、ごみの減量化・資源化につながるため	計画値	/	3	3	3
				実績値	3	3	3	
				達成度※自動計算	/	100.0	100.0	
活動指標	補助制度の周知回数	増	周知回数が増加することにより、利用者の増加が期待できるため	計画値	/	3	3	20
				実績値	3	3	3	
				達成度※自動計算	/	100.0	100.0	

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3. 事業費の推移と財源内訳

(E) 平均人件費(円/年) 8,300,000

年度		基準年度(決算)(H22年度)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算見込)	平成24年度(予算)
(A)	事業費(円)	132,400	132,400	150,000	150,000
(B)	概算職員数(人)	0.010	0.010	0.010	0.010
(C)	人件費(円) ※自動計算	83,000	83,000	83,000	83,000
(D)	総事業費(円) ※自動計算	215,400	215,400	233,000	233,000
単位当たりコスト※自動計算		71,800.0	71,800.0	77,666.7	
財源内訳(円)	特定財源				
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
一般財源※自動計算		215,400	215,400	233,000	233,000

4. 事業の項目別評価(分析)

項目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	公益性 直接的である、間接的であると問わず、事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質か	高	A
	必需性 当該事業を実施しなければ町民生活に支障をきたすなど、必要不可欠なものであるか	高	
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成23年度の目標を達成している	○	A
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができています (判定基準) A 成果が向上している、費用も縮減している B 費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い C 成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い	向上率 成果 100.00%	C
	費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い 費用が増加し、成果も低下している	縮減率 費用 108.17%	
総合評価 ※自動判定		改善すべき点がある	

5. 特記事項

・植木剪定枝破砕機貸出制度で使用している町所有の破砕機(電気式)では、破砕する能力(処理量や枝の太さなど)に限界があり、補助制度を利用して大型の破砕機(エンジン式)を購入する方が多くなっている。また、平成24年10月からスタートする新たなごみと資源の分別収集においても、受け入れ先の都合から収集する枝の太さ・長さには制限があるため、住民ニーズに合った多様なメニューを用意する必要がある。

6. 1次評価(担当課)

評価結果	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input checked="" type="checkbox"/> 改善して実施する	<input type="checkbox"/> 廃止
理由	他の関連事業との関係を整理する必要があるため。		
今後の方向性	植木剪定枝破砕機貸出制度や平成24年10月から開始する新たなごみの分別収集体制による収集所に出された植木剪定枝の資源化等の関連事業の状況を精査した上で、制度の在り方を検討する必要がある。		

7. 2次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 改善して実施する	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止
今後の方向性に係る意見等	剪定枝の資源化については、今後は個人的な対応ではなく、町として対応することになることから、個人の破砕機購入に対する補助を実施する根拠に乏しくなる。このため、本制度の廃止も含めた検討を行うこと。		

8. 外部評価(行政改革推進委員会)

評価結果	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 改善して実施する	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止
今後の方向性に係る意見等	植木剪定枝の資源化によるごみ減量の目的を達する上で、本事業は効果が限定的であるため、一旦廃止すべきである。その上で、剪定枝の資源化サイクルの運用等について研究し、破砕機の必要性を認める場合には、多くの住民が利用でき、より広く効果が得られる方法で新たに事業を開始すべきである。		

9. 外部評価(実施のない場合は2次評価)を踏まえた対応案(担当課)

過去からの補助実績件数から、今後も大幅な件数の増加が見れないことや平成24年10月の新しいごみの分別収集体制が変更となり、収集所へ出された剪定枝について資源化を図るなど、剪定枝の資源化については全町的に取り組む態勢が整ったことなどから、庁内行政評価委員会、行政改革推進委員会の意見を尊重し当該事業については廃止の方向といたしたい。

10. 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 改善して実施する	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止
理由・改善方針	平成25年度から本補助金を廃止する。また、今年度中に広報、ホームページ等で周知を行う。		